

随意契約調書

1	契約年月日	令和 5年 5月12日		
2	契約業者名	株式会社 岡墨光堂		
3	契約業者の住所	京都市中京区富小路通三条上ル福長町113・115・117・118番合地		
4	工事件名	京都御所清涼殿障壁画保存工事		
5	工事場所	京都市上京区京都御苑（京都御所内）		
6	工事種別	内装仕上工事		
7	工事概要	障壁画修理		
8	工期（自）	令和 5年 5月13日		
9	工期（至）	令和 6年 3月29日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予定価格	非公表 円	非公表 円	— %
11	入札金額	26,337,303 円	23,943,003 円	
12	随 契 理 由	<p>本件は、京都御所清涼殿に現存する障壁画の保存修理及び復元模写を前提とした調査を行うものである。</p> <p>京都御所清涼殿の障壁画は、寛政及び安政年間に著名な画家によって描かれた文化財的価値の非常に高いものである。</p> <p>これらの障壁画は、建築物の形質上、直接外気にさらされたまま保存・展示され、最も古いもので230年を超過していることに加え、脆弱な素材である絹を基底材としていることから、劣化が著しい状態である。</p> <p>本工事を行うにあたっては、文化財的価値の非常に高い障壁画等の豊富な修理実績を有し、美術的な要素を兼ね備えた高度な修復技術かつ日本絵画の模写技術を保有していることが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、重要文化財や国宝の修理及び模写を行った実績を有する株式会社 岡墨光堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、株式会社 岡墨光堂が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 5年 6月21日		
2	契 約 業 者 名	株式会社 松村泰山堂		
3	契 約 業 者 の 住 所	京都市北区小山西大野町51番地3		
4	工 事 件 名	京都御所ほか障壁画修理工事		
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑		
6	工 事 種 別	内装仕上工事		
7	工 事 概 要	障壁画修理		
8	工 期 (自)	令和 5年 6月22日		
9	工 期 (至)	令和 6年 3月29日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	非公表 円	非公表 円	— %
11	入 札 金 額	9,790,000 円	8,900,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本件は、京都御所（収納庫内の修学院離宮の障壁画を含む）及び桂離宮に現存する障壁画の修理を行うものである。</p> <p>中でも、京都御所の障壁画は、安政度造営時（一部寛政度造営時のもの残存）に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いものであるが、造営から160年が経過し、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。</p> <p>文化財的価値の非常に高い障壁画の修理は、慎重かつ入念に行う必要があり、経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置できることが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事について、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、豊富な実績を有し、着実な成果を収めている株式会社松村泰山堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、株式会社松村泰山堂が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 5年 9月 12日		
2	契 約 業 者 名	第一工業株式会社 大阪支店		
3	契 約 業 者 の 住 所	大阪市淀川区西宮原二丁目 1 番 3 号		
4	工 事 件 名	正倉院東西宝庫ほか空調設備整備工事		
5	工 事 場 所	奈良市雑司町（正倉院内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	空調設備整備		
8	工 期（自）	令和 5年 9月 13日		
9	工 期（至）	令和 5年 12月 11日		
		（税込み）	（税抜き）	落札率
10	予 定 価 格	4,334,000 円	3,940,000 円	98.98 %
11	入 札 金 額	4,290,000 円	3,900,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本工事は、東西宝庫及び正倉院事務所に設置され、既に運用している空調設備の整備を行うものである。</p> <p>本工事の施工にあたっては、同設備の自動制御装置の調整が必要であるため、同設備のシステム内容や詳細な内部構造を熟知している必要がある。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の施工を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、同設備を導入した第一工業（株）大阪支店を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいなかったため、第一工業（株）大阪支店が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとした。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 5年11月20日		
2	契 約 業 者 名	第一工業株式会社大阪支店		
3	契 約 業 者 の 住 所	大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号		
4	工 事 件 名	正倉院西宝庫空調用自動制御設備更新工事		
5	工 事 場 所	奈良県奈良市雑司町（正倉院内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	空調設備工事		
8	工 期（自）	令和 5年11月20日		
9	工 期（至）	令和 6年 3月15日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	7,480,000 円	6,800,000 円	100.00 %
11	入 札 金 額	7,480,000 円	6,800,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本工事は、正倉院西宝庫空調用自動制御設備のリモートユニット（端末伝送装置、汎用コントローラ及びI/Oモジュール）が経年不良のため、取替工事を行うものである。</p> <p>リモートユニットは西宝庫内の空調設備の制御に必要不可欠なものであるが、令和5年10月11日に当該装置の一部機器の経年不良が確認された。現在の状況としては空調設備の操作機能に不具合は出ていないものの、温湿度の表示機能に時折不具合が出ており、同宝庫内を常時一定の温湿度に確実に保ち、宝物を最良の状態で保管するためにも、速やかに取替を行う必要がある。</p> <p>今回工事を施工するにあたっては、同宝庫で既に運用している空調設備の自動制御装置の調整が必要であり、同設備のシステム内容や詳細な内部構造を熟知している必要がある。上記業者は、同設備を導入し保守業務を行っていることから、早急に資材や人員などの確保ができ、直ちに適切な工事施工が可能であると判断された。</p> <p>以上の理由から、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結するものである。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 6年 3月 22日		
2	契 約 業 者 名	第一工業株式会社 大阪支店		
3	契 約 業 者 の 住 所	大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号		
4	工 事 件 名	正倉院事務所衛生設備更新工事		
5	工 事 場 所	奈良市雑司町（正倉院内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	衛生設備更新		
8	工 期（自）	令和 6年 3月 23日		
9	工 期（至）	令和 6年 11月 29日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	12,837,000 円	11,670,000 円	98.54 %
11	入 札 金 額	12,650,000 円	11,500,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本工事は、正倉院事務所に設置され、既に運用している衛生設備の更新を行うものである。</p> <p>同設備は正倉院東西宝庫の空調設備と同一システムで管理をしており、本工事の施工にあたっては、自動制御装置の調整が必要であることから、システム全体の内容や詳細な内部構造を熟知している必要がある。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の施工を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、同設備を導入した第一工業（株）大阪支店を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいなかったため、第一工業（株）大阪支店が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとした。</p>		